処　分　基　準

Ｂ－ｅ－16

令和８年　４月　１日作成

法　　令　　名：道路交通法
根　拠　条　項：第90条第10項
処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定
原権者（委任先）：愛知県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法施行令第33条の４第２項及び第３項（免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準）
処　分　基　準：運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。
問 い 合 わ せ 先：愛知県警察本部運転免許課運転者管理室（拒否・保留） 電話（052）951－1611　内線　781-245、246
備　　考：